

氏 名 洪 性暢 (ホン ソンチャン)  
学 位 博士 (政治学)  
学位記番号 甲第165号  
学位授与年月日 2020年9月15日  
審査研究科 法学研究科  
論文題目 韓国・第六共和国体制における政策展開の分析：  
初期民主化段階における改革の試み

論文審査委員 (主査) 大東文化大学教授 加藤 普章  
(副査) 大東文化大学教授 武田 知己  
(副査) 大東文化大学教授 高安 雄一

#### 博士論文 審査報告

##### 1. 本人の履歴、研究の経緯および研究業績

この部分に掲載されている内容については、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨に関する箇所では無い為、加工がされておりますので、ご了承願います。

この部分に掲載されている内容については、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨に関する箇所では無い為、加工がされておりますので、ご了承願います。

## 2. 論文の構成と内容

この研究は韓国の政治を囲む厳しい環境にあって、民主化の第一歩を歩み始めた第六共和国体制（1987年6月29日・民主化宣言、1987年10月・第六共和国憲法の成立、1988年2月・盧泰愚大統領の就任～現在）に焦点を当て、具体的な政策の展開を分析したものである。

まず序章において基本的な問題意識や研究の視点などが述べられている。また韓国から日本へ留学することで両国の文化的な違いを洪氏は認識してきた。本研究を執筆するにあたり、その相違点を理解する手がかりを「補助線」という言葉を使い、説明している。

ついで洪氏の問題意識は韓国の民主化が他の国と比較して容易に進まなかった要因を考えることであり、基本的には二つの大きなテーマを研究対象としている。

ひとつは第二次世界大戦後、韓国に成立してきた政治制度の考察である。具体的には大統領の選出方法（直接か間接か）、大統領と議会の関係、そして国務総理（議院内閣制における首相の役割を担うポスト）の選出方法やその権限などである。こうした制度面での変遷を第2章で詳細に考察している。また1961年5月の朴正熙による軍事クーデターのあと、しばらく軍政が敷かれたが、1963年から新憲法を制定して民政（第三共和国）に復帰した。ただし政権を維持した朴はいわゆる「開発独裁」とよばれる体制を構築し、民主化より経済発展を優先した。

その後、朴大統領は1979年10月、部下により暗殺されるが、同じ軍事体制を全斗煥が1980年9月から政権を引き継ぐことになった。全大統領はかなり強権的な政治を運営し、いわゆる光州事件を引き起こし、内外からの厳しい批判を受ける結果が生まれた。これを受けて当時、野党系の指導者と全政権を支えた旧体制側の指導者である盧泰愚とが交渉を行い、合意が成立した。その結果、1987年10月には憲法（第六共和国憲法）を新しく制定し、民主化にむけて動き出した。

ついで関心は大統領選挙にむかった。両金（金泳三と金大中）と呼ばれる有力な野党系の二人の指導者が対立していたこともあり、いわば旧体制の指導者である盧泰愚が国民による直接選挙により1987年12月の選挙で大統領に当選した。正式に大統領に就任するのは1988年2月25日である。はたして盧泰愚政権は民主的な政治の展開を行うことが可能であろうか。

韓国の政治制度としては大統領制と一般に理解されているが、議院内閣制（1960年から1961年、いわゆる第二共和国）を採用した時期もあり、また大統領制も政治的要因などにより、複雑に変遷してきた。第1章において、洪氏は制度の変遷について韓国の政治史を概略しながら考察している。また民主化へ向かうプロセスについては、第2章において政治制度や憲法について考察している。民主化を実現するためには大統領をどのように選ぶかが憲法と同じように重要である。また議会との関係も重要であり、議会が選任した國務総理の役割も見逃せない。

洪氏の第二の研究テーマは1988年2月から始まった民主化のプロセスを政策の導入過程に焦点をあてて考察することにある。事例研究としては、政治改革に関する考察（第3章）、そして社会改革（第4章第2節）と経済改革（第4章第3節）を取り上げている。政治改革では盧泰愚政権期における国会議員選挙法の改正を巡る動き、そして本格的な民主化を迎えた金泳三政権期における選挙関係の法律（公職選挙および不正防止法）の制定に関する政治過程の分析である。他方、社会・経済面での改革は国民健康保険法の制定に関する分析と韓国電力公社の民営化を取り上げている。具体的な考察内容については本報告書の次節において説明したい。

そして終章においては、全体の総括にあたる議論が紹介されており、簡潔なまとめとして読める内容になっている。また最後の参考文献においては、韓国語による一次資料のリスト、日本語文献（著書と論文、未刊行の博士論文など）、韓国語文献（著書と論文、未刊行の博士論文や修士論文）、英語文献、そしてインターネットのサイト一覧がまとめられている。韓国語の文献や資料については、仮訳になるが洪氏による日本語訳もつけられている。

博士論文の構成は以下の通りである（参考文献も含め181頁）。

## **序章 転換する韓国政治（1～15頁）**

### 第1節 本研究の目的と課題

### 第2節 分析視角と各章の概要

### 第3節 転換する韓国政治を理解するための予備作業—補助線と用語解説

## **第1章 韓国的大統領制度の成立とその展開（16～47頁）**

第1節	韓国的大統領制度の成立
第2節	軍事政権下の韓国的大統領制の変遷
第3節	韓国的大統領制における決定中枢の特徴
第2章	<b>転機となる憲法改正 - 第六共和国憲法の誕生へ (48～64頁)</b>
第1節	全斗煥軍事政権に反対する民主化運動
第2節	憲法改正と大統領選挙法改正の政策過程
第3節	第六共和国憲法の特徴と韓国的大統領制の変容
第3章	<b>事例研究 I: 政治改革に関する事例 (65～96頁)</b>
第1節	実質的立憲主義への転換の動き
第2節	過渡期の盧泰愚政権による国会議員選挙法の改正
第3節	「文民政権」金泳三大統領による公職選挙および不正防止法の制定
第4章	<b>事例研究 II: 社会・経済改革に関する事例 (97～147頁)</b>
第1節	「国民の政府」金大中政権成立前後の政治過程
第2節	国民健康保険法の制定をめぐる動き
第3節	韓国電力公社民営化 (2000年)
終章	<b>初期民主化段階における改革の試み (148～161頁)</b>
	参考文献 (162～181頁)

### 3. 研究の成果および評価

本研究は、第六共和国の制度を実質的な「半大統領制」ととらえ、議会や中間団体（政党や労働組合、財界など）が大統領の決定にどのような影響を与えるかを政策研究から論じる実証研究という性格を有する。一般に韓国の政治制度は、アメリカ型の大統領制という性格を持つとされる。しかし、洪氏の研究から韓国の大統領は議会からの影響を意外なほど受けていることを実証的に示した点で独創性を有する。

ここでは洪氏が実証した政治改革（第3章）と社会・経済改革（第4章）に関する議論を紹介する。まず第3章において民主化に向けた過渡期における事例として国会議員選挙法を対象とした。ここではおもに4つの政党がこの論議に関係した。1区から1名から3名を当選させる小選挙区・中選挙区を主張する政党、そして小選挙区を求める政党など複数のプランが登場した。最終的には中選挙区制から小選挙区制への改正が決まり、地域ごとの議席数は224、全国

区の議席数は75、合計で299となった。以前の選挙制度の議席数より23増えたという結果である。政党も地域ごとに支持基盤を持っており、難しい調整であったとされる。最終的には与党が強行採決で法案を成立させた。

民主化の成果として、すでに第六共和国憲法が成立していた。しかし、大統領選挙（1987年12月16日に実施）については、野党間での対立が表面化したこともあり、旧体制の指導者でもある盧泰愚が当選していた。これにより、盧泰愚を支える与党にとり有利な政治環境（さらに野党の分裂）が作り出されたと洪氏は指摘している。ただし、興味深いことに新選挙法のもとで1988年4月に実施された国会議員選挙では、与党が議席を一番多く獲得したが、過半数を占めることができないという結果が生まれた。

次いで1992年12月に行われた大統領選挙で金泳三が当選した。これにより、民主化の歩みが前に進むものと期待された。金は4つの政治改革目標を掲げ、その一つは選挙制度の見直しであった。与野党間での議論から始まり、具体的な改革のプランが検討された。ここで中央選挙管理委員会という中立の行政機関もこれに取り組み、諸外国の実例などについて改革にむけた研究を開始した。具体的には『統合選挙法制定に関する意見書』（1993年）を発表し、公職者の資産公開、選挙公営制、投票日の法定化、選挙法違反者に対する処罰強化、連座制の導入などを提案した。これについて各政党も前向きな反応を示したとされる。最終的には金泳三大統領がリーダーシップを発揮して「公職選挙法および不正防止法」が1994年3月に公布・施行された。この改革の特質は民主化が進展中であったにも関わらず、金泳三大統領が主導して（旧体制的な手法を使い）改革を実現したことにある。

第4章第2節において、金大中大統領（1997年12月当選）のもとで進められた国民健康保険制度の改革を考察している。1963年には国民医療法が制定され、公的な医療保険制度が整備されてきた。しかし各種の保険制度が存在し、保険制度間の格差を是正する必要もでてきた。個別の制度をそのまま維持する考え方、他方、各種の保険制度を統合して一つにまとめる、という考え方もあったとされる。金大中政権では民主化の成果もあり、労働組合や各種の利益団体の発言力も以前より強くなっていた。そこで取られた手法は政府・労働・企業の3者が非公式に協議を重ねて政策を決めていくネオ・コーポラティズム的システムの導入であった。官僚機構の一部は保険制度の統合に反対したとされるが、1999年1月には合意案が成立して3つの保険制度の統合が実現した。

ついで第4章第3節では電力公社の民営化を考察している。韓国は1997年末のアジア通貨危機のため、IMFの支援を仰ぐ体制にあった。電力公社の民営化は新自由主義的な改革の目玉となりうるが、金大中政権は中道左派の政権であり、本来のところ、これとは馴染まないはずである。ところがこの政権は積極的に民営化を進めた点が面白い。国内には民営化について賛否両論、さらに官僚機構にも強く反対する部門もあったが、妥協を重ねて2000年に実現した。

最後に口述試験について簡単に触れる。2020年7月7日（火）、午前10時30分から板橋校舎において論文審査委員会による口述試験が行われた。まず主査から、この研究の学問的前提についての基本的な枠組みを確認した。ついで「韓国的大統領制」を議論する意義について質問を行った。洪氏は日本での留学を通して、韓国の大統領制についての母国とは異なる分析視角に関心を持ち、基本的な特質を時期に分けて分析する必要性を強く認識したと回答した。次いで副査から初期民主化のタイムスパンについて質問が出された。初期民主化ということであれば、次には中期民主化、そして後期民主化、というプロセスが続くのか、という質問でもある。洪氏によれば、第六共和国の成立をもって、韓国では民主化がすでに完成し、完了している、という認識が強い、という。しかし、新しい政策や改革の試みが導入される政治過程を細かく見ると、民主化は未完成であり、個別に分析する必要があると回答した。この視点、実は韓国でも新しいものとされ、この研究のユニークさとして評価できるのではないかと審査委員会でも議論となった。最後に別の副査から健康保険制度とか電力事業などはこれまで専門的で官僚が独占してきた傾向が強いとコメントし、ここに労働組合など新しいアクターが参入し、一定の成果を上げたことを分析している点を評価したいとコメントした。ただ、政策論議が国会の内外に限定されており、韓国の社会的変化などについても触れるべきであったとアドバイスがあった。

全体として、審査委員からの質問にも的確な回答があり、また洪氏自身が持つ研究についての深い理解と情熱があることがわかる口述試験となった。

#### **4. 結論**

以上の審査内容、評価に基づき、本論文を審査対象とする博士学位申請論文審査委員会は、全員一致をもって、本論文は法学研究科が定めた博士論文の審査基準を満たすものと判断し、博士（政治学）の学位を授与するに値するものと判断し、ここに報告する。

以 上